



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336 -0015 埼玉県さいたま市大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

ビル管理法の施行規則改正省令を公布

厚生労働省は、平成 14 年 12 月 13 日に、ビル管理法施行規則改正省令を公布しました。今年の 4 月に施行される施行令改正に伴うもので、ホルムアルデヒドの測定方法、冷却水・加湿装置の管理基準、雑用水の管理基準、ねずみ等の防除基準の改正などが主な内容となっています。

ホルムアルデヒドの測定方法では、DNPH 捕集 - HPLC 法、AHMT 吸光度法の他に厚生労働大臣が別に指定する測定器であれば、簡易測定器なども追加されます。また、測定時期や測定方法などの基本方針も提示しています。

冷却水・加湿装置の基準は、レジオネラ対策とするもので、点検や清掃などの回数を指示しています。給水管理での「飲料水」も、飲用以外の炊事や浴用を含めた「飲用その他生活用の目的で供給する水」と改めました。

雑用水の管理では、新たに給水栓での遊離残留塩素が 0.1mg/l 以上で、7 日に 1 回の検査を行うこととしています。一方、散水、修景、清掃用などで使用する場合には、し尿を含む水を原水に用いないこととし、pH 値・臭気・外観を 7 日に 1 回、大腸菌群・濁度は 2 ヶ月に 1 回の検査を行います(水洗便所での使用は、濁度を除く 4 項目を検査)。

ねずみ等の防除では、殺鼠剤や殺虫剤は医薬品、医薬部外品を用いることなどとしています。

資料:ビルメントイムス 平成 14 年 12 月 20 日付

衛生検査課 松本かおり

16 施設に改善命令 県ダイオキシン新規制

12 月 1 日から導入された廃棄物焼却施設のダイオキシン類排出規制などに対して対応できていないなどとして、県は 3 日、16 施設を設置する 15 の廃棄物焼却施設設置業者に対して改善を命じることとしました。この 16 施設のうち改修工事中 11 施設、改修予定 3 施設、また 1 施設が法で定められたダイオキシン類測定検査を実施していませんでした。

県内では 181 施設のうち新規制導入後も操業を続けているのは約 4 割の 76 施設、82 施設が廃止、7 施設が改修中や倒産などの理由で操業を休止しています。

平成 14 年 12 月以降の焼却施設の状況

	施設数	適合	適合	取消	休止	設置未着手
全体	181 (100%)	-	-	-	-	-
継続	99 (55%)	76	16	1	4	2
廃止	82 (45%)	-	-	-	-	-

施設数は、敗勢 14 年 4 月 1 日現在の数値

資料:平成 14 年 12 月 3 日付 埼玉県 HP

(環境防災部廃棄物指導課扱)

平成 14 年 12 月 4 日付 毎日新聞 P.23

クマト研究課 戸邊 真一



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 3 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- 6 トータルサニテーション管理
- 7 微生物に関する試験・調査
- 8 依託試験・研究・開発

R100

古紙配合率 100%再生紙を使用しています